⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に紀伊山系（和歌山県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は紀伊山系（奈良県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は木津川水系航空レーザ測量業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は次のとおりとする。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）平成30年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、紀伊山系（和歌山県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は紀伊山系（奈良県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は木津川水系航空レーザ測量業務設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、紀伊山系（和歌山県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は紀伊山系（奈良県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は木津川水系航空レーザ測量業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、紀伊山系（和歌山県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は紀伊山系（奈良県域）航空レーザ測量業務設計共同体協定書又は木津川水系航空レーザ測量業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

設計共同体の名称は、「紀伊山系（和歌山県域）航空レーザ測量業務△△・××設計共同体又は紀伊山系（奈良県域）航空レーザ測量業務△△・××設計共同体又は木津川水系航空レーザ測量業務△△・××設計共同体」とする。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和２年４月28日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　清水　雄策

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　53、71、27

⑵　借入物品等及び数量　作成コーナー用パーソナルコンピュータの設定等業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和２年５月19日17時00分（送付の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１　国税庁長官官房会計課契約第二係　堀田　貴裕　電話03―3581―4161　内線3646

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和２年４月28日から令和２年５月19日まで。

⑵　交付場所　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１　東受付室内入札説明室

ただし、仕様書（案）は「電子調達システム」を利用して入手することができる。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 53, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be rent : Setting of personal computers etc. 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　19 May 2020.

⑷　Contact point for the notice : HORITA Takahiro Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan. TEL 03―3581―4161 ex. 3646

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和２年４月28日

厚生労働省雇用環境・均等局

総務課長　堀井奈津子

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　名称及び数量　雇用環境・均等行政情報システムの構築に係る設計・開発等業務一式（令和２年度開始）

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和２年５月18日午前10時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒100―8916 東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館13階　厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境・均等システム専門官　電話03―5253―1111　内線7906

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和２年４月28日から令和２年５月15日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : System design and development of construct of Information System such as Employment Environment and Equal Employment Administration, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 10 : 00AM, March 15, 2020

⑷　Contact point for the notice : General Affairs Section, General Affairs Division Employment Environment and Equal Employment Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8916 Japan, TEL 03―5253―1111 ext. 7906